

新潟県社会福祉法人経営者協議会会則

(名 称)

第1条 この会は、新潟県社会福祉法人経営者協議会（以下「本会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 本会は、社会福祉施設の経営主体である社会福祉法人の強化と経営管理に関する連絡調整及び基本的課題を調査検討し、かつその実践を図り、広くその成果を関係者に提供し、社会福祉の発展に寄与すること目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 社会福祉法人の基盤確立のための調査、研究
- (2) 社会福祉法人事業の育成強化に関する活動
- (3) 会員相互の情報交換、研鑽、交流
- (4) 会員に対する経営、財務、労務等諸問題に関する相談活動
- (5) 地域における公益的な取組
- (6) 災害時における被災者支援及び災害被害軽減に関する活動
- (7) その他、目的達成に必要な事業

(事務所)

第4条 本会の事務所は、社会福祉法人新潟県社会福祉協議会内に置く。

(会 員)

第5条 本会の会員は、新潟県内で社会福祉施設を経営する社会福祉法人とする。

2 会員は、申し込みにより入会するものとする。

(会 費)

第6条 会員は、別に定める会費を納入しなければならない。

2 会員が退会し、または除名されたときは、すでに納入された会費は返還しない。

(退 会)

第7条 会員が本会を退会しようとするときは、その理由を明らかにした文書をもってその旨を会長に届けなければならない。

(除名)

第8条 会員が会員たる義務に反し、本会の名誉を毀損したときは、総会の決議を経て、除名することができる。

(役員の数)

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名以上4名以内
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名

(役員を選任)

第10条 理事は、地域別に定数を定め、総会において会員の代表者の中から選任する。

- 2 理事の地域別・業種別定数や選任方法等は別に定める。
- 3 会長、副会長は、理事会において理事の中から互選する。
- 4 理事のうち1名は、新潟県社会福祉法人経営青年会長とする。
- 5 監事は、総会において選任する。
- 6 監事は理事と兼ねることはできない。

(役員職務)

第11条 会長は本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、予め会長が指定した順位に従いその職務を代理する。
- 3 理事は、理事会を組織し、総会に付議する事項を審議し、総会の議決した業務を執行する。
- 4 監事は本会の事業並びに会計を監査し、総会に報告する。

(役員任期)

第12条 本会の役員任期は、総会から2年後の総会までの期間とし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(正副会長会議)

第13条 正副会長会議は必要に応じて会長が招集し、正副会長会議の議長は会長が行う。

- 2 正副会長会議は、会長及び副会長の過半数の出席（書面による委任を含む。）がなければ、議事を開くことができず、出席者の過半数の賛成がなければ議決することができない。

(理事会)

第14条 理事会は、次の業務を執行する。

- (1) 事業計画の立案及び予算の執行
- (2) 総会に付議する事項
- (3) その他目的達成のため必要な事項

2 理事会は必要に応じて会長が招集し、理事会の議長は会長が行う。

3 理事会は、理事の過半数の出席（書面による委任を含む。）がなければ、議事を開くことができず、出席者の過半数の賛成がなければ議決することができない。

4 特別の事情があるときに限り、会長は文書をもって理事全員の意見を求めることにより、理事会に代えることができる。

(総会)

第15条 総会は会員をもって構成し、毎年1回以上会長がこれを招集する。

2 総会は次の事項を審議する。

- (1) 事業計画及び予算に関する事項
- (2) 事業報告及び決算に関する事項
- (3) 規程の制定及び改廃に関する事項
- (4) その他会長が付議した事項

3 総会の議長は会長が行う。

4 総会は会員の過半数の出席（書面による委任を含む。）がなければ議事を開くことができず、出席者の過半数の賛成がなければ議決することができない。

(専門部会及び委員会)

第16条 本会に専門部会及び委員会を設置することができる。

2 専門部会及び委員会に関する規程は、別に定める。

(顧問)

第17条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の同意を得て、会長が委嘱する。

3 顧問は、本会の業務について、会長の諮問に答え、意見を具申する。

4 顧問に関して必要な事項は別に定める。

(事務局)

第18条 本会の事務を処理するため、社会福祉法人新潟県社会福祉協議会に事務局を置く。

(会計及び会計年度)

第19条 本会の経費は、会費その他の収入をもってあて、会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(委任)

第20条 この会則に定めのあるものの他、本会の運営につき必要な事項は会長が別に定める。

(附則)

- 1 この会則は、平成13年6月26日から施行する。
- 2 この会則の一部改正は、平成21年6月11日から施行する。
- 3 この会則の一部改正は、平成25年6月21日から施行する。
(新潟県社会福祉施設経営者協議会という名称を変更)
- 4 この会則の一部改正は、平成29年4月1日から施行する。
(第3条(5)の追加。平成29年2月27日臨時総会で議決)
- 5 この会則の一部改正は、平成29年6月28日から施行する。
(第3条(6)の追加、第13条の新設)
- 6 この会則の一部改正は、平成30年8月10日から施行する。

(主な改正事項)

- ・ 常任委員を理事に名称変更 第9条第1項
 - ・ 会長及び副会長は、理事の中から、理事会で互選する。
第9条第2項、第10条第4項
 - ・ 顧問を置くことができる。 第17条
 - ・ 事務局の明記 第18条
- 7 この会則の一部改正は、令和2年6月29日から施行する。
(第9条(2)副会長の人数変更)